

令和2年（2020年）5月22日

子育て先進都市をめざし、子ども医療費助成制度を拡充
対象年齢は「高校卒業まで」、所得制限なし！
子育て支援として世帯合算制度も導入！

6月
議会
提案

1. 制度改正案のポイント

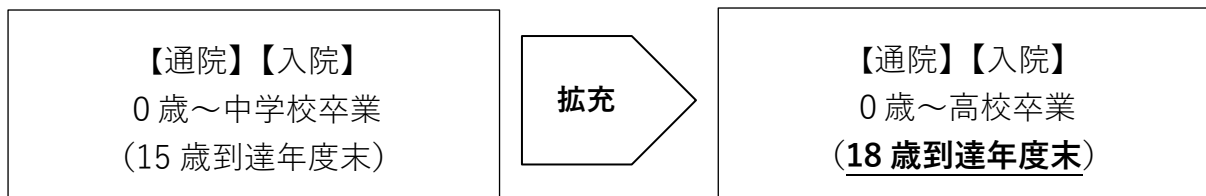
大阪狭山市は、「子育て先進都市」をめざし、令和2年10月から子どもの医療費助成制度の対象年齢を拡充するため条例改正案を6月議会に提案します。

現在の助成制度の対象年齢は、通院・入院ともに「中学校卒業まで」ですが、これを通院・入院ともに「高校卒業まで（18歳到達年度末まで）」に拡充します。また、引き続き全ての対象年齢に所得制限は設けません。

！ さらに、多子世帯の負担の軽減を図るため、子育て支援策として、新たに子ども医療費に世帯限度額を設け、世帯合算制度を創設します。（ひとり親家庭医療制度も適用）

2. 対象年齢の拡充

平成27年に拡充した現在の本市の助成制度の対象年齢は、通院・入院ともに「中学校卒業まで」ですが、通院・入院ともに対象年齢を「高校卒業まで（18歳到達年度末まで）」に拡充します。



3. 世帯合算制度の概要

①複数の医療機関で受診した場合には、利用者ごとの負担合計は、1ヶ月あたり2,500円が上限となります。

②①は、個人ごとに月額負担が最大2,500円となることから、多子世帯の負担の軽減を図るために子育て支援策として、新たに「世帯合算制度」を創設し、月額の世帯限度額5,000円を超える額を助成します。

4. 対象年齢拡充に伴う必要経費

今回の子ども医療費助成の対象年齢拡充による今年度の大阪狭山市の事業費は、約2,140万円程度を見込んでいます。（助成額は、5ヶ月分）